

## Sutudio Go-ZANZE 使用規約及び契約書

- 1 名称 studio GO-ZANZE
- 2 所在地 〒349-1124 埼玉県久喜市佐間 575 隣 電話 0480-52-0535
- 3 組織 代表 小高一民
- 4 目的 芸術作品の制作および保管維持。
- 5 レンタルについて

### (1) 作業場としてのアトリエレンタル

- ・使用料は1週間を1単位とし、1単位10,000円とする。
- ・使用料は契約時に取り決めた日から持ち物を退去する予定日までを単位数で計算し、開始日に支払う。
- ・当初の予定よりレンタル期間が短縮された場合、代表は単位ごとでの払い戻しをする。
- ・延長する場合は延長に入る日に新たに契約をするが、前日の延長告知は認めない。最低2日前までには延長の旨を代表に伝えなければならない。
- ・延長の宣言がなく、なおかつ私物が残存する場合、即座に廃棄することはないが、1週間を過ぎても連絡がない場合はそれを廃棄する。
- ・使用工具（アトリエ備品）などの詳細な取り決めは開始日までの話し合いの中で決定する。
- ・作業時間は作業内容によって異なるが、基本的には8:00~18:00とする。夜間の使用は騒音を出さない作業に限り23時まで認めるが、1日10時間を超えてはならない。(応相談)
- ・レンタル期間は最高で1年度内12単位とする。
- ・代表個人の私物や他のレンタル者の私物の無許可での使用は厳禁。発覚した場合即座に退去を命ずる。その時場合払い戻しはない。

### (2) 作品・材料等の保管目的のレンタル

- ・屋外の使用料は1週間を1単位とし、1単位3,000円とする。
- ・屋内の場合使用面積により使用料が異なる。凡そ1坪3000円
- ・使用料は契約時に取り決めた日から持ち物を退去する予定日までを単位数で計算し、開始日に支払う。
- ・当初の予定よりレンタル期間が短縮された場合、代表は単位ごとでの払い戻しをする。
- ・延長する場合は延長に入る日に新たに契約をするが、前日の延長告知は認めない。最低2日前までには延長の旨を代表に伝えなければならない。
- ・延長の宣言がなくなお且つ私物が残存する場合、即座に廃棄することはないが、1週間を過ぎても連絡がない場合はそれを廃棄する。
- ・搬出・搬入が予定される場合事前に代表にその時間を伝えなければならない。搬出・搬入の時間は基本的に8:00~21:00とする。深夜間・早朝の搬出・搬入が予定される場合事前に代表にその旨を伝えなければならない。
- ・屋内でのレンタル期間は最高で1年度内12単位とする。屋外の使用はその限りではない。
- ・代表個人の私物や他のレンタル者の私物の無許可での使用は厳禁。発覚した場合即座に退去を命ずる。その時場合払い戻しはない。

## 6 アトリエの使用について

- ・使用後は必ず掃除をする。
- ・他人の道具および材料を無断で使用しない。
- ・自分の道具および材料は各自の責任において保管する。(記名の徹底)
- ・自分で出したゴミは、自分で処分する。
- ・掃宅時は、電気・ガス等を確認し施錠する。
- ・作品制作中でも他の作家の制作に支障がある場合にはその作品を移動することが出来る。  
(移動の仕方を明記)
- ・レンタル者が起こした火災・事故等による建物・機材等の損失は、故意・過失問わず全てレンタル者が弁償する。(平成21年10月6日加筆)

以上

平成21年4月1日制定  
平成21年10月6日一部改訂

# 契約書

以上の規約内容、双方同意の上、契約致します。

レンタル使用者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ 携帯電話 \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

使用目的 \_\_\_\_\_

使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

---

studio GO-ZANZE 代表 小高一民 ⑩

住所 〒349-1124 埼玉県久喜市佐間 566

電話 0480-52-0535

---

この契約書はレンタル使用者とアトリエ代表（小高一民）とで1通づつ保管する。